

4. 対象最終処分場に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法

4.1. 環境影響評価の項目

本事業に係る環境影響評価の項目については、「廃棄物処理施設 生活環境調査指針」（環境省大臣官房 平成 18 年 9 月）及び「廃棄物の最終処分場事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」（平成 10 年 6 月 12 日厚生省令第 61 号、最終改正：平成 27 年 5 月 29 日環境省令第 24 号）を参考として検討した。

項目の選定の結果は、次頁に示すとおりである。

表 4.1.1 環境影響評価項目と影響要因

環境影響評価の項目			影響要因									事業特性・地域特性を踏まえた項目選定の理由	
			工事の実施			土地又は工作物の存在及び供用							
			建設機械の稼働	資材、機械及び建設工事に伴う副産物の運搬に用いる車両の運行	造成等の施工	最終処分場の存在	埋立・覆土用機械の稼働	浸出水処理設備の稼働	搬入に用いる車両の運行	廃棄物の存在・分解	浸出液処理水の排出		
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気環境	大気質	窒素酸化物(二酸化窒素)	○	○					○		事業予定地周辺には住居等の保全対象があり、工事の実施、施設の存在・供用に伴う影響を評価するため、項目選定する。	
			浮遊粒子状物質	○	○					○		事業予定地周辺には住居等の保全対象があり、工事の実施、施設の存在・供用に伴う影響を評価するため、項目選定する。	
			粉じん等	○	○			○		○		事業予定地周辺には住居等の保全対象があり、工事の実施、施設の存在・供用に伴う影響を評価するため、項目選定する。	
		騒音	騒音	○	○			○	○	○		事業予定地周辺には住居等の保全対象があり、工事の実施、施設の存在・供用に伴う影響を評価するため、項目選定する。	
		振動	振動	○	○			○	○	○		事業予定地周辺には住居等の保全対象があり、工事の実施、施設の存在・供用に伴う影響を評価するため、項目選定する。	
		悪臭	悪臭								○		事業予定地周辺には住居等の保全対象があり、工事の実施、施設の存在・供用に伴う影響を評価するため、項目選定する。
	水環境	水質	水の濁り			○						△	事業予定地周辺には河川等の公共用水域が存在し、工事の実施に伴う影響を評価するため、造成等の施工を選定する。また、施設供用後においては浸出液処理水を公共用水域に排水せず、循環再利用する計画であるため、環境への影響は極めて小さいと考えられることから、浸出液処理水の排出の影響はなしと判断し、測定のみ実施。
			水の汚れ									△	本施設は、施設供用後において浸出液処理水を公共用水域に排水せず、循環再利用する計画であるため、環境への影響は極めて小さいと考えられることから、影響なしと判断し、測定のみ実施。
			有害物質等									△	本施設は、施設供用後において浸出液処理水を公共用水域に排水せず、循環再利用する計画であるため、環境への影響は極めて小さいと考えられることから、影響なしと判断し、測定のみ実施。
		地下水	地下水の流れ			○	○						事業予定地周辺には井戸利用があり、工事の実施、施設の存在・供用に伴う影響を評価するため、項目選定する。
土壌に係る環境 その他の環境	地形及び地質	重要な地形及び地質			○	○						事業予定地周辺には岩石帯や化石産地が存在することから、工事の実施に伴う影響を評価するため、項目選定する。	
	土壌	土壌汚染			△						△	事業予定地周辺では土壌汚染に関する指定区域に指定されていない。また、土壌汚染の原因となる地中への浸出水との接触に関しても、遮水処理により浸出しない計画とすることから環境への影響はないと判断し、測定のみ実施。	
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	動物	重要な種及び注目すべき生息地			○	○				○		事業予定地周辺には重要な種及び注目すべき生息地が存在する可能性があり、工事の実施、施設の存在、供用に伴う影響を評価するため項目選定する。	
	植物	重要な種及び群落			○	○				○		事業予定地周辺には重要な種及び群落が存在する可能性があり、工事の実施、施設の存在、供用に伴う影響を評価するため項目選定する。	
	生態系	地域を特徴づける生態系			○	○				○		事業予定地周辺には動植物の生息・生育地が存在し、工事の実施、施設の存在、供用に伴う影響を評価するため項目選定する。	
人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	景観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観				○						事業予定地周辺には主要な眺望点からの可視領域に施設が存在し、かつ、施設を含む眺望視野の中に景観資源が存在する可能性があり、存在・供用に伴う影響を評価するため項目選定する。	
	人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場			×	×						事業予定地周辺には人と自然との触れ合い活動の場が存在するが、工事の実施、施設の存在・供用による影響を受けないことから、項目選定しない。	
環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素	廃棄物等	建設工事に伴う副産物			×							工事の実施により建設工事に伴う副産物が発生するが、事業予定地内の運搬とするため、事業予定地周辺の保全対象への影響はないと判断し項目選定しない。	
	温室効果ガス等	メタン									×	工事の実施、施設の存在・供用により温室効果ガスは発生するが、その発生量はごくわずかである。また、技術の進歩によって、建設機械や自動車からの温室効果ガスの発生量は年々減少している。よって、環境への影響は極めて小さいと考えられることから、影響なしと判断し項目選定しない。	
二酸化炭素		×	×			×		×					
一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき環境要素	放射線の量	放射線の量(粉じん等の発生に伴うもの)	△	△			△			△		事業予定地周辺では極めて低い放射線が測定されているが、防護措置の基準は超過していない。また、工事の実施による放射線の発生量はなく、廃棄物搬入に際しては放射線によって汚染されたものは搬入しない。よって、環境への影響は極めて小さいと考えられることから、影響なしと判断し、測定のみ実施。	
		放射線の量(水の濁りの発生に伴うもの)			△								
		放射線の量(建設工事に伴う副産物に係るもの)			△								

※○：環境影響評価項目として選定するもの △：環境影響評価項目として選定せず現地測定のみを実施するもの ×：環境影響評価項目として選定しないもの

4.2. 調査、予測及び評価の手法

前項において選定した環境影響評価の項目に係る調査、予測及び評価を行う手法については、「廃棄物の最終処分場事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」を参考に選定した。

選定した調査、予測及び評価の手法及びその理由は次頁に示すとおりである。

表 4.2.1(1) 選定した調査、予測及び評価の手法

項目		当該項目に該当する事業特性	当該項目に関連する地域特性	手法			手法の選定理由	
環境要素の区分	影響要因の区分			調査の手法	予測の手法	評価の手法		
大気質	窒素酸化物	建設機械の稼働 資材、機械及び建設工事に伴う副産物の運搬に用いる車両の運行 廃棄物及び覆土材の運搬に用いる車両の運行	施設種別： 管理型産業廃棄物最終処分場 埋立対象物： 燃え殻、ばいじん、鉱さい、汚泥、廃石綿等、建設混廃、廃石膏ボード 廃棄物物理立量： 172,000m ³ 主要施設： 埋立地 管理棟 計量棟 浸出水処理施設 防災調整池 雨水集排水施設 浸出水集排水施設 地下水集排水施設	事業予定地周辺に住居等の保全対象が存在する。 既存資料によると、事業予定地周辺には大気質を測定している大気汚染常時監視局はない。また、気象状況を観測している気象観測所もない。	1. 調査すべき情報 イ 二酸化窒素の濃度の状況 ロ 気象の状況 2. 調査の基本的な手法 現地調査による情報（前号イについては、二酸化窒素に係る環境基準に定める二酸化窒素の測定の方法による情報、前号ロについては、気象業務法施行規則（昭和二十七年運輸省令第百一号）第一条の二又は第一条の三に基づく技術上の基準による測定の方法による情報）の収集並びに当該情報の整理及び解析 3. 調査地域 窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて窒素酸化物に係る環境影響を受けるおそれがある地域 4. 調査地点 窒素酸化物を適切かつ効果的に把握可能な場所として、以下の地点を選定 1) 高岡郡佐川町加茂地内 5. 調査期間等 調査地域の状況を適切に把握できる時期として年4回（四季に各1回）、調査期間は1週間連続	1. 予測の基本的な手法 大気の拡散式に基づく理論計算 2. 予測地域 調査地域のうち、窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて窒素酸化物に係る環境影響を受けるおそれがある地域 3. 予測地点 窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて予測地域における窒素酸化物に係る環境影響を的確に把握できる地点 4. 予測対象時期等 窒素酸化物に係る環境影響が最大になる時期及び事業活動が定常状態になる時期	予測結果及び検討した環境保全措置の内容を勘案し、事業者として実行可能な範囲内で行う限り環境影響を回避し、または低減し、必要に応じてその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかを明らかにする。 また、環境基準とその他環境保全を目的とした施策と予測結果との間に整合が保たれているかを明らかにする。	事業特性及び地域特性を踏まえ、省令（廃棄物の最終処分場事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成10年6月12日厚生省令第61号、最終改正平成23年3月31日））に示される参考手法を勘案しつつ選定した。
	浮遊粒子状物質	建設機械の稼働 資材、機械及び建設工事に伴う副産物の運搬に用いる車両の運行 廃棄物及び覆土材の運搬に用いる車両の運行		1. 調査すべき情報 イ 浮遊粒子状物質の濃度の状況 ロ 気象の状況 2. 調査の基本的な手法 現地調査による情報（次に掲げる情報については、それぞれ次に定める方法を用いられたものとする。）の収集並びに当該情報の整理及び解析 イ 浮遊粒子状物質の濃度の状況 大気汚染に係る環境基準に規定する浮遊粒子状物質の測定の方法 ロ 風の状況 気象業務法施行規則第一条の二の表第一号トに規定する風の観測の方法（気象庁が観測した場合に限る。）又は同規則第一条の三の表第六号イに規定する風向の観測の方法及び同号ロに規定する風速の観測の方法 3. 調査地域 窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて窒素酸化物に係る環境影響を受けるおそれがある地域 4. 調査地点 窒素酸化物を適切かつ効果的に把握可能な場所として、以下の地点を選定 1) 高岡郡佐川町加茂地内 5. 調査期間等 調査地域の状況を適切に把握できる時期として年4回（四季に各1回）、調査期間は1週間連続	1. 予測の基本的な手法 プルーム式及びパフ式による計算 2. 予測地域 調査地域のうち、浮遊粒子状物質の拡散の特性を踏まえて浮遊粒子状物質に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 3. 予測地点 浮遊粒子状物質の拡散の特性を踏まえて予測地域における浮遊粒子状物質に係る環境影響を的確に把握できる地点 4. 予測対象時期等 浮遊粒子状物質に係る環境影響が最大になる時期及び事業活動が定常状態になる時期			

表 4.2.1(2) 選定した調査、予測及び評価の手法

項目		当該項目に該当する事業特性	当該項目に関連する地域特性	手法			手法の選定理由	
環境要素の区分	影響要因の区分			調査の手法	予測の手法	評価の手法		
大気質	粉じん等	<p>建設機械の稼働</p> <p>資材、機械及び建設工事に伴う副産物の運搬に用いる車両の運行</p> <p>埋立・覆土用機械の稼働</p> <p>廃棄物及び覆土材の運搬に用いる車両の運行</p>	<p>施設種別： 管理型産業廃棄物最終処分場</p> <p>埋立対象物： 燃え殻、ばいじん、鉱さい、汚泥、廃石綿等、建設混廃、廃石膏ボード</p> <p>廃棄物埋立量： 172,000m³</p> <p>主要施設： 埋立地 管理棟 計量棟 浸出水処理施設 防災調整池 雨水集排水施設 浸出水集排水施設 地下水集排水施設</p>	<p>事業予定地周辺に住居等の保全対象が存在する。</p> <p>既存資料によると、事業予定地周辺には大気質を測定している大気汚染常時監視局はない。また、気象状況を観測している気象観測所もない。</p>	<p>1. 調査すべき情報 イ 粉じん等の状況 ロ 気象の状況</p> <p>2. 調査の基本的な手法 現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3. 調査地域 粉じん等の拡散の特性を踏まえて粉じん等に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>4. 調査地点 粉じん等を適切かつ効果的に把握可能な場所として、事業予定地内1地点及び以下の地点を選定。 1)高岡郡佐川町加茂地内</p> <p>5. 調査期間等 調査地域の状況を適切に把握できる時期として年4回（四季に各1回）、調査期間は1ヶ月連続</p>	<p>1. 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析</p> <p>2. 予測地域 調査地域のうち、粉じん等の拡散の特性を踏まえて粉じん等に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>3. 予測地点 粉じん等の拡散の特性を踏まえて予測地域における粉じん等に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4. 予測対象時期等 粉じん等に係る環境影響が最大になる時期</p>	<p>予測結果及び検討した環境保全措置の内容を勘案し、事業者として実行可能な範囲内で行う限り環境影響を回避し、または低減し、必要に応じてその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかを明らかにする。</p> <p>また、環境基準とその他環境保全を目的とした施策と予測結果との間に整合が保たれているかを明らかにする。</p>	<p>事業特性及び地域特性を踏まえ、省令（廃棄物の最終処分場事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成10年6月12日厚生省令第61号、最終改正平成23年3月31日））に示される参考手法を勘案しつつ選定した。</p>

表 4.2.1(3) 選定した調査、予測及び評価の手法

項目		当該項目に該当する事業特性	当該項目に関連する地域特性	手法			手法の選定理由
環境要素の区分	影響要因の区分			調査の手法	予測の手法	評価の手法	
騒音	騒音	<p>建設機械の稼働</p> <p>埋立・覆土用機械の稼働</p> <p>浸出水処理設備の稼働</p> <p>施設種別： 管理型産業廃棄物最終処分場</p> <p>埋立対象物： 燃え殻、ばいじん、鉱さい、汚泥、廃石綿等、建設混廃、廃石膏ボード</p> <p>廃棄物物理立量： 172,000m³</p> <p>主要施設： 埋立地 管理棟 計量棟 浸出水処理施設 防災調整池 雨水集排水施設 浸出水集排水施設 地下水集排水施設</p>	<p>事業予定地周辺に住居等の保全対象が存在する。</p> <p>既存資料によると、事業予定地周辺では騒音測定は実施されていない。</p> <p>平成 27 年度に全国道路・街路交通情勢調査が実施されており、事業予定地周辺の交通状況は把握されている。</p> <p>事業予定地周辺は、褐色森林土壌が大半を占めている。</p> <p>道路の沿道は、針葉樹・広葉樹といった林地や田畑等が大部分を占めており、住宅も点在している。</p>	<p>1. 調査すべき情報 イ 騒音の状況 ロ 地表面の状況</p> <p>2. 調査の基本的な手法 現地調査による情報（前号イについては、騒音規制法第十五条第一項の規定により定められた特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準に規定する騒音の測定の方法による情報）の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3. 調査地域 音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>4. 調査地点 騒音を適切かつ効果的に把握可能な場所として、事業予定地内 1 地点及び以下の地点を選定 1)高岡郡佐川町加茂地内（集落 1） 2)高岡郡佐川町加茂地内（集落 2）</p> <p>5. 調査期間等 調査地域の状況を適切に把握できる時期として年 1 回（秋季～冬季）、調査期間は工事計画を踏まえて設定</p>	<p>1. 予測の基本的な手法 音の伝搬理論に基づく予測式による計算</p> <p>2. 予測地域 調査地域のうち、音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>3. 予測地点 音の伝搬の特性を踏まえて予測地域における騒音に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4. 予測対象時期等 騒音に係る環境影響が最大になる時期（建設機械の稼働、埋立・覆土用機械の稼働、資材、機械及び建設工事に伴う副産物の運搬に用いる車両の運行、廃棄物及び覆土材の運搬に用いる車両の運行）、及び事業活動が定常状態になる時期（建設機械の稼働、埋立・覆土用機械の稼働、浸出水処理設備の稼働、資材、機械及び建設工事に伴う副産物の運搬に用いる車両の運行、廃棄物及び覆土材の運搬に用いる車両の運行）</p>	<p>予測結果及び検討した環境保全措置の内容を勘案し、事業者として実行可能な範囲内で行える限り環境影響を回避し、または低減し、必要に応じてその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかを明らかにする。</p> <p>また、環境基準とその他環境保全を目的とした施策と予測結果との間に整合が保たれているかを明らかにする。</p>	<p>事業特性及び地域特性を踏まえ、省令（廃棄物の最終処分場事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成 10 年 6 月 12 日厚生省令第 61 号、最終改正平成 23 年 3 月 31 日）に示される参考手法を勘案しつつ選定した。</p>
		<p>資材、機械及び建設工事に伴う副産物の運搬に用いる車両の運行</p> <p>廃棄物及び覆土材の運搬に用いる車両の運行</p>		<p>1. 調査すべき情報 イ 道路交通騒音の状況 ロ 道路の沿道の状況 ハ 道路構造及び当該道路における交通量に係る状況</p> <p>2. 調査の基本的な手法 現地調査による情報（前号イについては、騒音に係る環境基準に規定する騒音の測定の方法による情報）の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3. 調査地域 音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>4. 調査地点 騒音を適切かつ効果的に把握可能な場所として、以下の地点を選定 1)高岡郡佐川町甲地内（国道 33 号沿い 1） 2)高岡郡佐川町加茂地内（国道 33 号沿い 2） 3)高岡郡佐川町加茂地内（国道 33 号沿い 3）</p> <p>5. 調査期間等 調査地域の状況を適切に把握できる時期として年 1 回（秋季～冬季）、調査期間は 1 日（24 時間連続）</p>			

表 4.2.1(4) 選定した調査、予測及び評価の手法

項目		当該項目に該当する事業特性	当該項目に関連する地域特性	手法			手法の選定理由
環境要素の区分	影響要因の区分			調査の手法	予測の手法	評価の手法	
振動	建設機械の稼働	施設種別： 管理型産業廃棄物最終処分場	事業予定地周辺に住居等の保全対象が存在する。 既存資料によると、事業予定地周辺では振動測定は実施されていない。 また、平成 27 年度に全国道路・街路交通情勢調査が実施されており、事業予定地周辺の交通状況は把握されている。 事業予定地周辺は、泥岩及び泥岩がち砂岩といった固結堆積物が広く分布している。	1. 調査すべき情報 地盤の状況	1. 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析	予測結果及び検討した環境保全措置の内容を勘案し、事業者として実行可能な範囲内で行うことのできる限り環境影響を回避し、または低減し、必要に応じてその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかを明らかにする。 また、振動規制法等の規制基準とその他環境保全を目的とした施策と予測結果との間に整合が保たれているかを明らかにする。	事業特性及び地域特性を踏まえ、省令（廃棄物の最終処分場事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成 10 年 6 月 12 日厚生省令第 61 号、最終改正平成 23 年 3 月 31 日））に示される参考手法を勘案しつつ選定した。
	埋立・覆土用機械の稼働	埋立対象物： 燃え殻、ばいじん、鉱さい、汚泥、廃石綿等、建設混廃、廃石膏ボード		2. 調査の基本的な手法 現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析	2. 予測地域 調査地域のうち、振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがある地域		
	浸出水処理設備の稼働	廃棄物埋立量： 172,000m ³		3. 調査地域 振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがある地域	3. 予測地点 振動の伝搬の特性を踏まえて予測地域における振動に係る環境影響を的確に把握できる地点		
	資材、機械及び建設工事に伴う副産物の運搬に用いる車両の運行	雨水集排水施設 浸出水集排水施設 地下水集排水施設		4. 調査地点 振動を適切かつ効果的に把握可能な場所として、事業予定地内 1 地点及び以下の地点を選定 1) 高岡郡佐川町加茂地内（集落 1） 2) 高岡郡佐川町加茂地内（集落 2）	4. 予測対象時期等 振動に係る環境影響が最大になる時期及び事業活動が定常状態になる時期		
	廃棄物及び覆土材の運搬に用いる車両の運行			5. 調査期間等 調査地域の状況を適切に把握できる時期として年 1 回（秋季～冬季）、調査期間は工事期間を踏まえて設定	5. 予測の基本的な手法 振動レベルの八十パーセントレンジの上端値を予測するための式を用いた計算		
				1. 調査すべき情報 イ 道路交通振動の状況 ロ 地盤の状況 ハ 道路構造及び当該道路における交通量に係る状況	2. 予測地域 調査地域のうち、振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがある地域		
				2. 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報（前号イについては、振動規制法施行規則別表第二備考 4 及び 7 に規定する振動の測定の方法による情報）の収集並びに当該情報の整理及び解析	3. 予測地点 振動の伝搬の特性を踏まえて予測地域における振動に係る環境影響を的確に把握できる地点		
				3. 調査地域 振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがある地域	4. 予測対象時期等 振動に係る環境影響が最大になる時期及び事業活動が定常状態になる時期		
				4. 調査地点 振動を適切かつ効果的に把握可能な場所として、以下の地点を選定 1) 高岡郡佐川町甲地内（国道 33 号沿い 1） 2) 高岡郡佐川町加茂地内（国道 33 号沿い 2） 3) 高岡郡佐川町加茂地内（国道 33 号沿い 3）			
				5. 調査期間等 調査地域の状況を適切に把握できる時期として年 1 回（秋季～冬季）、調査期間は 1 日（24 時間連続）			

表 4.2.1(5) 選定した調査、予測及び評価の手法

項目		当該項目に該当する事業特性	当該項目に関連する地域特性	手法			手法の選定理由
環境要素の区分	影響要因の区分			調査の手法	予測の手法	評価の手法	
悪臭	悪臭	<p>廃棄物の存在・分解</p> <p>施設種別： 管理型産業廃棄物最終処分場</p> <p>埋立対象物： 燃え殻、ばいじん、鉱さい、汚泥、廃石綿等、建設混廃、廃石膏ボード</p> <p>廃棄物埋立量： 172,000m³</p> <p>主要施設： 埋立地 管理棟 計量棟 浸出水処理施設 防災調整池 雨水集排水施設 浸出水集排水施設 地下水集排水施設</p>	<p>事業予定地周辺に住居等の保全対象が存在する。</p> <p>既存資料によると、事業予定地周辺では悪臭は測定していない。</p> <p>また、気象状況を観測している気象観測所もない。</p>	<p>1. 調査すべき情報 イ 悪臭の状況 ロ 気象の状況（大気質にて実施）</p> <p>2. 調査の基本的な手法 現地調査による情報（臭気指数については、悪臭防止法施行規則（昭和四十七年総理府令第三十九号）第一条の規定により環境大臣が定める方法による情報、特定悪臭物質濃度については、同法施行規則第五条の規定する特定悪臭物質の測定の方法による情報）の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3. 調査地域 悪臭の拡散の特性を踏まえて悪臭に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4. 調査地点 悪臭を適切かつ効果的に把握可能な場所として、事業予定地内1地点及び以下の地点を選定 1) 高岡郡佐川町加茂地内</p> <p>5. 調査期間等 調査地域の状況を適切に把握できる時期として年1回（夏季）</p>	<p>1. 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析</p> <p>2. 予測地域 調査地域のうち、悪臭の拡散の特性を踏まえて悪臭に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>3. 予測地点 悪臭の拡散の特性を踏まえて予測地域における悪臭に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4. 予測対象時期等 悪臭に係る環境影響が最大になる時期及び事業活動が定常状態になる時期</p>	<p>予測結果及び検討した環境保全措置の内容を勘案し、事業者として実行可能な範囲内で行う限り環境影響を回避し、または低減し、必要に応じてその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかを明らかにする。</p> <p>また、悪臭防止法等の規制基準とその他環境保全を目的とした施策と予測結果との間に整合が保たれているかを明らかにする。</p>	<p>事業特性及び地域特性を踏まえ、省令（廃棄物の最終処分場事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成10年6月12日厚生省令第61号、最終改正平成23年3月31日））に示される参考手法を勘案しつつ選定した。</p>

表 4.2.1(6) 選定した調査、予測及び評価の手法

項目		当該項目に該当する事業特性	当該項目に関連する地域特性	手法			手法の選定理由	
環境要素の区分	影響要因の区分			調査の手法	予測の手法	評価の手法		
水質	水の濁り	造成等の施工 浸出水処理水の排出※	施設種別： 管理型産業廃棄物最終処分場 埋立対象物： 燃え殻、ばいじん、 鉱さい、汚泥、廃石綿、建設混廃、 廃石膏ボード 廃棄物物理量： 172,000m ³ 主要施設： 埋立地管理棟 計量棟 浸出水処理施設 防災調整池 雨水集排水施設 浸出水集排水施設 地下水集排水施設	事業予定地周辺に公共用水域が存在する。 既存資料によると、事業予定地周辺では日下川、柳瀬川にて水の濁り、水の汚れに関する測定が実施されている。 事業予定地周辺では、水の流れに関する調査は実施されていない。 事業予定地周辺は、褐色森林土壌が大半を占めている。	1. 調査すべき情報 イ 水質（濁度又は浮遊物質質量）、流量の状況 ロ 流れの状況 2. 調査の基本的な手法 現地調査による情報（浮遊物質質量の状況については、水質汚濁に係る環境基準に定める浮遊物質質量の測定の方法による情報）の収集並びに当該情報の整理及び解析 3. 調査地域 水域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて水の濁りに係る環境影響を受けるおそれがある地域 4. 調査地点 水の濁りを適切かつ効果的に把握可能な場所として、事業予定地内1地点及び以下の地点を選定 ・事業予定地周辺の河川・水路 15地点 5. 調査期間等 調査地域の状況を適切に把握できる時期として水質調査を年4回（四季に各1回）、流量観測を通年（月1回）	1. 予測の基本的な手法 浮遊物質の物質の収支に関する計算又は事例の引用若しくは解析 2. 予測地域 調査地域のうち、水域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて土砂による水の濁りに係る環境影響を受けるおそれがある地域 3. 予測地点 水域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて予測地域における水の濁りに係る環境影響を的確に把握できる地点 4. 予測対象時期等 浮遊物質質量に係る環境影響が最大になる時期及び事業活動が定常状態になる時期	予測結果及び検討した環境保全措置の内容を勘案し、事業者として実行可能な範囲内で行う限り環境影響を回避し、または低減し、必要に応じてその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかを明らかにする。 また、環境基準とその他環境保全を目的とした施策と予測結果との間に整合が保たれているかを明らかにする。	事業特性及び地域特性を踏まえ、省令（廃棄物の最終処分場事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成10年6月12日厚生省令第61号、最終改正平成23年3月31日）に示される参考手法を勘案しつつ選定した。
	水の汚れ	浸出水処理水の排出※		1. 調査すべき情報 イ 水質（濁度又は浮遊物質質量）、流量の状況 ロ 流れの状況 2. 調査の基本的な手法 現地調査による情報（前号イについては、水質汚濁に係る環境基準に定める生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量、全窒素及び全燐の測定の方法による情報）の収集並びに当該情報の整理及び解析 3. 調査地域 水域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえて水の汚れに係る環境影響を受けるおそれがある地域 4. 調査地点 水の汚れを適切かつ効果的に把握可能な場所として、事業予定地内1地点及び以下の地点を選定 ・事業予定地周辺の河川・水路 15地点 5. 調査期間等 調査地域の状況を適切に把握できる時期として水質調査を年4回（四季に各1回）、流量観測を通年（月1回）	事業特性を踏まえ水の汚れによる影響は極めて小さいと考えられるため、予測は実施しない。	予測を実施しないため、事業影響に関する評価は実施しない。		

※本施設は浸出水処理水の排出を行わない無放流循環式の施設である。

表 4.2.1(7) 選定した調査、予測及び評価の手法

項目		当該項目に該当する事業特性	当該項目に関連する地域特性	手法			手法の選定理由
環境要素の区分	影響要因の区分			調査の手法	予測の手法	評価の手法	
水質	有害物質等	施設種別： 管理型産業廃棄物最終処分場 埋立対象物： 燃え殻、ばいじん、 鉱さい、汚泥、廃石綿等、建設混廃、 廃石膏ボード 廃棄物埋立量： 172,000m ³ 主要施設： 埋立地 管理棟 計量棟 浸出水処理施設 防災調整池 雨水集排水施設 浸出水集排水施設 地下水集排水施設	事業予定地周辺に公共用水域が存在する。 既存資料によると、事業予定地周辺では日下川、柳瀬川にて有害物質等に関する測定が実施されている。事業予定地周辺では、水の流れに関する調査は実施されていない。なお、日下川では溶存酸素量と大腸菌群数が、柳瀬川では大腸菌群数が環境基準を超過している状況にある。	1. 調査すべき情報 イ 有害物質等の状況 ロ 流れの状況 2. 調査の基本的な手法 現地調査による情報（前号イについては、水質汚濁に係る環境基準に定める人の健康の保護に関する項目の測定の方法及びダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準に定めるダイオキシン類の測定の方法による情報）の収集並びに当該情報の整理及び解析 3. 調査地域 水域の特性及び有害物質等の変化の特性を踏まえて有害物質等に係る環境影響を受けるおそれがある地域 4. 調査地点 有害物質等を適切かつ効果的に把握可能な場所として、事業予定地内1地点及び以下の地点を選定 ・事業予定地周辺の河川・水路 15 地点 5. 調査期間等 調査地域の状況を適切に把握できる時期として年4回（四季に各1回）	事業特性を踏まえ水の汚れによる影響は極めて小さいと考えられるため、予測は実施しない。	予測を実施しないため、事業影響に関する評価は実施しない。	事業特性及び地域特性を踏まえ、省令（廃棄物の最終処分場事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成10年6月12日厚生省令第61号、最終改正平成23年3月31日））に示される参考手法を勘案しつつ選定した。

※本施設は浸出水処理水の排出を行わない無放流循環式の施設である。

表 4.2.1(8) 選定した調査、予測及び評価の手法

項目		当該項目に該当する事業特性	当該項目に関連する地域特性	手法			手法の選定理由
環境要素の区分	影響要因の区分			調査の手法	予測の手法	評価の手法	
地下水	地下水の流れ	<p>造成等の施工 最終処分場の存在</p> <p>施設種別： 管理型産業廃棄物 最終処分場</p> <p>埋立対象物： 燃え殻、ばいじん、 鉱さい、汚泥、廃 石綿等、建設混廃、 廃石膏ボード</p> <p>廃棄物埋立量： 172,000m³</p> <p>主要施設： 埋立地 管理棟 計量棟 浸出水処理施設 防災調整池 雨水集排水施設 浸出水集排水施設 地下水集排水施設</p>	<p>事業予定地周辺に住居等の保全対象が存在する。 既存資料によると、事業予定地周辺では地下水調査が実施されている。調査の結果、環境基準は満たしている状況にある。</p>	<p>1. 調査すべき情報 イ 地下水の状況 ロ 地下水の利用状況 ハ 地形及び地質の状況</p> <p>2. 調査の基本的な手法 現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3. 調査地域 水象の特性及び地下水の利用状況を踏まえて地下水の流れに係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>4. 調査地点 地下水の流れを適切かつ効果的に把握可能な場所として、以下の地点を選定 ・事業予定地周辺の井戸 5 地点</p> <p>5. 調査期間等 調査地域の状況を適切に把握できる時期として通年（月 1 回）</p>	<p>1. 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析</p> <p>2. 予測地域 調査地域のうち、水象の特性及び地下水の利用状況を踏まえて地下水の流れに係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>3. 予測地点 水象の特性及び地下水の利用状況を踏まえて調査地域における地下水の流れに係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4. 予測対象時期等 工事による地下水の流れに係る環境影響が最大になる時期及び事業活動が定常状態になる時期</p>	<p>予測結果及び検討した環境保全措置の内容を勘案し、事業者として実行可能な範囲内で行う限り環境影響を回避し、または低減し、必要に応じてその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかを明らかにする。 また、環境基準とその他環境保全を目的とした施策と予測結果との間に整合が保たれているかを明らかにする。</p>	<p>事業特性及び地域特性を踏まえ、省令（廃棄物の最終処分場事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成 10 年 6 月 12 日厚生省令第 61 号、最終改正平成 23 年 3 月 31 日））に示される参考手法を勘案しつつ選定した。</p>

表 4.2.1(9) 選定した調査、予測及び評価の手法

項目		当該項目に該当する事業特性	当該項目に関連する地域特性	手法			手法の選定理由
環境要素の区分	影響要因の区分			調査の手法	予測の手法	評価の手法	
地形及び地質	重要な地形及び地質 造成等の施工 最終処分場の存在	<p>施設種別： 管理型産業廃棄物 最終処分場</p> <p>埋立対象物： 燃え殻、ばいじん、 鉱さい、汚泥、廃 石綿等、建設混廃、 廃石膏ボード</p> <p>廃棄物埋立量： 172,000m³</p> <p>主要施設： 埋立地 管理棟 計量棟 浸出水処理施設 防災調整池 雨水集排水施設 浸出水集排水施設 地下水集排水施設</p>	<p>事業予定地周辺に 岩石帯や化石産地が 存在する。 現在、岩石帯や化石 産地では、採掘等は実 施されていない。</p>	<p>1. 調査すべき情報 イ 地形及び地質の概況（岩石帯、化石産地） ロ 重要な地形及び地質の分布、状態及び特性</p> <p>2. 調査の基本的な手法 調査地域の化石の産出状況に詳しい専門家 への聞き取り及び既存資料調査による情報の 収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3. 調査地域 地形及び地質の特性を踏まえて岩石帯や化 石産地に係る環境影響を受けるおそれがある と認められる地域</p>	<p>1. 予測の基本的な手法 重要な地形及び地質について、分布、成立環境の 改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析により定 性的に実施</p> <p>2. 予測地域 調査地域のうち、地形及び地質の特性を踏まえて 岩石帯や化石産地に係る環境影響を受けるおそれが あると認められる地域</p> <p>3. 予測対象時期等 地形及び地質の特性を踏まえて重要な地形及び地 質に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>	<p>予測結果及び検討した環 境保全措置の内容を勘案 し、事業者として実行可 能な範囲内でできる限り環境 影響を回避し、または低減 し、必要に応じてその他の 方法により環境の保全につ いての配慮が適正になされ ているかを明らかにする。</p>	<p>事業特性及び地域特性 を踏まえ、省令（廃棄物の 最終処分場事業に係る環 境影響評価の項目並びに 当該項目に係る調査、予測 及び評価を合理的に行う ための手法を選定するた めの指針、環境の保全のた めの措置に関する指針等 を定める省令（平成10年6 月12日厚生省令第61号、 最終改正平成23年3月31 日）に示される参考手法 を勘案しつつ選定した。</p>

表 4.2.1(10) 選定した調査、予測及び評価の手法

項目		当該項目に該当する事業特性	当該項目に関連する地域特性	手法			手法の選定理由
環境要素の区分	影響要因の区分			調査の手法	予測の手法	評価の手法	
動物	重要な種及び注目すべき生息地	<p>造成等の施工 最終処分場の存在</p> <p>施設種別： 管理型産業廃棄物 最終処分場</p> <p>埋立対象物： 燃え殻、ばいじん、 鉱さい、汚泥、廃 石綿等、建設混廃、 廃石膏ボード</p> <p>廃棄物埋立量： 172,000m³</p> <p>主要施設： 埋立地 管理棟 計量棟 浸出水処理施設 防災調整池 雨水集排水施設 浸出水集排水施設 地下水集排水施設</p>	<p>既存資料によると、 事業予定地周辺には、 法律・条例等による指 定や環境省レッドリ スト等に記載された 重要な動物種として、 哺乳類 2 種、鳥類 53 種、両生類 2 種、爬虫 類 1 種、魚類 20 種、 昆虫類 440 種、底生動 物 14 種、陸産貝類 27 種が確認されている。</p>	<p>1. 調査すべき情報 イ 脊椎動物、昆虫類その他主な陸生動物及び 主な水生動物に係る動物相の状況 ロ 動物の重要な種の分布、生息の状況及び生 息環境の状況 ハ 注目すべき生息地の分布並びに当該生息 地が注目される理由である動物の種の生息の 状況及び生息環境の状況</p> <p>2. 調査の基本的な手法 現地調査による情報の収集並びに当該情報 の整理及び解析</p> <p>3. 調査地域 事業予定地及びその周辺</p> <p>4. 調査地点 重要な種及び注目すべき生息地を適切かつ 効果的に把握できる地点又は経路</p> <p>5. 調査期間等 調査地域の状況を適切に把握できる時期と して年 4 回（四季に各 1 回）、夜行性の種を確 認する場合は夜間調査を適宜実施</p>	<p>1. 予測の基本的な手法 動物の重要な種及び注目すべき生息地について、 分布又は生息環境の改変の程度を踏まえた事例の引 用又は解析</p> <p>2. 予測地域 調査地域のうち、動物の生息の特性を踏まえて重 要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を受け るおそれがある地域</p> <p>3. 予測対象時期等 動物の生息の特性を踏まえて重要な種及び注目す べき生息地に係る環境影響を的確に把握できる時期 及び時間帯</p>	<p>予測結果及び検討した環 境保全措置の内容を勘案 し、事業者として実行可 能な範囲内で行える限り環境 影響を回避し、または低減 し、必要に応じてその他の 方法により環境の保全につ いての配慮が適正になされ ているかを明らかにする。 また、その他環境保全を 目的とした施策と予測結果 との間に整合が保たれてい るかを明らかにする。</p>	<p>事業特性及び地域特性 を踏まえ、省令（廃棄物の 最終処分場事業に係る環 境影響評価の項目並びに 当該項目に係る調査、予測 及び評価を合理的に行う ための手法を選定するた めの指針、環境の保全のた めの措置に関する指針等 を定める省令（平成 10 年 6 月 12 日厚生省令第 61 号、 最終改正平成 23 年 3 月 31 日）に示される参考手法 を勘案しつつ選定した。</p>

表 4.2.1(11) 選定した調査、予測及び評価の手法

項目		当該項目に該当する事業特性	当該項目に関連する地域特性	手法			手法の選定理由
環境要素の区分	影響要因の区分			調査の手法	予測の手法	評価の手法	
植物	重要な種及び群落	<p>造成等の施工 最終処分場の存在</p> <p>施設種別： 管理型産業廃棄物 最終処分場</p> <p>埋立対象物： 燃え殻、ばいじん、 鉱さい、汚泥、廃 石綿等、建設混廃、 廃石膏ボード</p> <p>廃棄物埋立量： 172,000m³</p> <p>主要施設： 埋立地 管理棟 計量棟 浸出水処理施設 防災調整池 雨水集排水施設 浸出水集排水施設 地下水集排水施設</p>	<p>既存資料によると、 事業予定地周辺には、 法律・条例等による指 定や環境省レッドリ スト等に記載された 重要な植物種として 451 種が確認されて いる。また、重要な植 物群落は確認されて いない。</p> <p>事業予定地周辺の 植生は、シイ・カシ萌 芽林、スギ・ヒノキ植 林が大部分を占めて おり、水田雑草群落、 伐跡群落も確認され ている。</p>	<p>1. 調査すべき情報 イ 種子植物その他主な植物に関する植物相 及び植生の状況 ロ 植物の重要な種及び群落の分布、生育の状 況及び生育環境の状況</p> <p>2. 調査の基本的な手法 現地調査による情報の収集並びに当該情報 の整理及び解析</p> <p>3. 調査地域 事業予定地及びその周辺</p> <p>4. 調査地点 重要な種及び群落を適切かつ効果的に把握 できる地点又は経路</p> <p>5. 調査期間等 調査地域の状況を適切に把握できる時期と して年4回（四季に各1回）</p>	<p>1. 予測の基本的な手法 植物の重要な種及び群落の分布又は生育環境の改 変の程度を踏まえた事例の引用又は解析</p> <p>2. 予測地域 調査地域のうち、植物の生育及び植生の特性を踏 まえて重要な種及び群落に係る環境影響を受けるお それがある地域</p> <p>3. 予測対象時期等 植物の生育及び植生の特性を踏まえて重要な種及 び群落に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>	<p>予測結果及び検討した環 境保全措置の内容を勘案 し、事業者として実行可 能な範囲内で行える限り環境 影響を回避し、または低減 し、必要に応じてその他の 方法により環境の保全につ いての配慮が適正になされ ているかを明らかにする。 また、その他環境保全を 目的とした施策と予測結果 との間に整合が保たれてい るかを明らかにする。</p>	<p>事業特性及び地域特性 を踏まえ、省令（廃棄物の 最終処分場事業に係る環 境影響評価の項目並びに 当該項目に係る調査、予測 及び評価を合理的に行う ための手法を選定するた めの指針、環境の保全のた めの措置に関する指針等 を定める省令（平成10年6 月12日厚生省令第61号、 最終改正平成23年3月31 日）に示される参考手法 を勘案しつつ選定した。</p>

表 4.2.1(12) 選定した調査、予測及び評価の手法

項目		当該項目に該当する事業特性	当該項目に関連する地域特性	手法			手法の選定理由
環境要素の区分	影響要因の区分			調査の手法	予測の手法	評価の手法	
生態系	地域を特徴づける生態系	<p>造成等の施工 最終処分場の存在</p> <p>施設種別： 管理型産業廃棄物 最終処分場</p> <p>埋立対象物： 燃え殻、ばいじん、 鉱さい、汚泥、廃 石綿等、建設混廃、 廃石膏ボード</p> <p>廃棄物埋立量： 172,000m³</p> <p>主要施設： 埋立地 管理棟 計量棟 浸出水処理施設 防災調整池 雨水集排水施設 浸出水集排水施設 地下水集排水施設</p>	<p>既存資料によると、 事業予定地周辺は、山 地・丘陵地（6区分）、 台地・低地（6区分）、 河川等水域（1区域）、 人工平坦地（1区分） で構成されている。 山地・丘陵地では、 シイ・カシ萌芽林やア カマツ群落、杉ヒノキ 植林が大部分を占め ている。台地・低地で は、水田や市街地、果 樹園等が分布してい る。</p>	<p>1. 調査すべき情報 イ 動植物その他の自然環境に係る概況 ロ 複数の注目種等の生態、他の動植物との関 係又は生息環境若しくは生育環境の状況</p> <p>2. 調査の基本的な手法 現地調査による情報の収集並びに当該情報 の整理及び解析</p> <p>3. 調査地域 事業予定地及びその周辺</p> <p>4. 調査地点 動植物その他の自然環境の特性及び注目種 等を適切かつ効果的に把握できる地点又は経 路</p> <p>五 調査期間等 動物、植物と同じ期間</p>	<p>1. 予測の基本的な手法 注目種等について、分布、生息環境又は生育環境 の改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析</p> <p>2. 予測地域 調査地域のうち、動植物その他の自然環境の特性 及び注目種等の特性を踏まえて注目種等に係る環境 影響を受けるおそれがある地域</p> <p>3. 予測対象時期等 動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特 性を踏まえて注目種等に係る環境影響を的確に把握 できる時期</p>	<p>予測結果及び検討した環 境保全措置の内容を勘案 し、事業者として実行可 能な範囲内で行う限り環 境影響を回避し、または低減 し、必要に応じてその他の 方法により環境の保全につ いての配慮が適正になされ ているかを明らかにする。 また、その他環境保全を 目的とした施策と予測結果 との間に整合が保たれてい るかを明らかにする。</p>	<p>事業特性及び地域特性 を踏まえ、省令（廃棄物の 最終処分場事業に係る環 境影響評価の項目並びに 当該項目に係る調査、予測 及び評価を合理的に行う ための手法を選定するた めの指針、環境の保全のた めの措置に関する指針等 を定める省令（平成10年6 月12日厚生省令第61号、 最終改正平成23年3月31 日）に示される参考手法 を勘案しつつ選定した。</p>

表 4.2.1(13) 選定した調査、予測及び評価の手法

項目		当該項目に該当する事業特性	当該項目に関連する地域特性	手法			手法の選定理由	
環境要素の区分	影響要因の区分			調査の手法	予測の手法	評価の手法		
景観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	最終処分場の存在	<p>施設種別： 管理型産業廃棄物最終処分場</p> <p>埋立対象物： 燃え殻、ばいじん、鉍さい、汚泥、廃石綿等、建設混廃、廃石膏ボード</p> <p>廃棄物埋立量： 172,000m³</p> <p>主要施設： 埋立地 管理棟 計量棟 浸出水処理施設 防災調整池 雨水集排水施設 浸出水集排水施設 地下水集排水施設</p>	<p>既存資料によると、事業予定地周辺には、景観資源として猿田洞、六所神社や加茂神社、鈴神社、春日神社、五所神社、横倉神社の鎮守の森がある。また、主要な眺望点として大滝山、聖神社、小富士山、和楽公園がある。</p>	<p>1. 調査すべき情報 イ 主要な眺望点の状況 ロ 景観資源の状況 ハ 主要な眺望景観の状況</p> <p>2. 調査の基本的な手法 現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3. 調査地域 事業予定地及びその周辺</p> <p>4. 調査地点 主要な眺望景観に関し適切かつ効果的に把握できる地点として 10 地点程度を選定。調査地点は、主要な眺望点の他、国道、県道、公民館、駅等、不特定多数の者が利用する地域の代表地点についても検討する</p> <p>5. 調査期間等 調査地域の状況を適切に把握できる時期として年 4 回（四季に各 1 回）</p>	<p>1. 予測の基本的な手法 主要な眺望点及び景観資源について、分布の改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析 主要な眺望景観について、完成予想図、フォトモンタージュ法その他の視覚的な表現方法</p> <p>2. 予測地域 調査地域のうち、景観の特性を踏まえて主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>3. 予測対象時期等 景観の特性を踏まえて主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>	<p>予測結果及び検討した環境保全措置の内容を勘案し、事業者として実行可能な範囲内で行える限り環境影響を回避し、または低減し、必要に応じてその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかを明らかにする。 また、その他環境保全を目的とした施策と予測結果との間に整合が保たれているかを明らかにする。</p>	<p>事業特性及び地域特性を踏まえ、省令（廃棄物の最終処分場事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成 10 年 6 月 12 日厚生省令第 61 号、最終改正平成 23 年 3 月 31 日））に示される参考手法を勘案しつつ選定した。</p>

表 4.2.1(14) 選定した調査、予測及び評価の手法

項目		当該項目に該当する事業特性	当該項目に関連する地域特性	手法			手法の選定理由
環境要素の区分	影響要因の区分			調査の手法	予測の手法	評価の手法	
放射線の量	放射線の量 (粉じん等の発生に伴うもの)	建設機械の稼働 資材、機械及び建設工事に伴う副産物の運搬に用いる車両の運行 埋立・覆土用機械の稼働 廃棄物及び覆土材の運搬に用いる車両の運行	<p>事業予定地周辺に住居等の保全対象が存在する。</p> <p>既存資料によると、事業予定地周辺は、中央西福祉保健所の敷地内において測定が実施されている。</p> <p>測定の結果は、高知県の放射線量に対する防護措置の基準以下となっている。</p>	<p>1. 調査すべき情報 イ 放射線の量の状況</p> <p>2. 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3. 調査地域 粉じん等の拡散の特性を踏まえて放射線に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>4. 調査地点 放射線の量を適切かつ効果的に把握可能な場所として、事業予定地内1地点を選定</p> <p>5. 調査期間等 調査地域の状況を適切かつ効果的に把握できる期間として、工事着手前及び施設完成後の供用前に各1回</p>	<p>事業特性を踏まえ放射線による影響は極めて小さいと考えられるため、予測は実施しない。</p>	<p>予測を実施しないため、事業影響に関する評価は実施しない。</p>	<p>事業特性及び地域特性を踏まえ、省令(廃棄物の最終処分場事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令(平成10年6月12日厚生省令第61号、最終改正平成23年3月31日))に示される参考手法を勘案しつつ選定した。</p>
	放射線の量 (水の濁りの発生に伴うもの)	造成等の施工		<p>1. 調査すべき情報 イ 放射線の量の状況</p> <p>2. 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3. 調査地域 水域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて放射線に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>4. 調査地点 放射線の量を適切かつ効果的に把握可能な場所として、事業予定地内1地点を選定</p> <p>5. 調査期間等 調査地域の状況を適切かつ効果的に把握できる期間として、工事着手前及び施設完成後の供用前に各1回</p>			
	放射線の量 (建設工事に伴う副産物に係るもの)	造成等の施工		<p>1. 調査すべき情報 イ 放射線の量の状況</p> <p>2. 調査地域 対象最終処分場事業実施区域並びに前号ハ及びニの情報を適切に把握するために必要な地域</p> <p>3. 調査地点 放射線の量を適切かつ効果的に把握可能な場所として、事業予定地内1地点を選定</p> <p>4. 調査期間等 調査地域の状況を適切かつ効果的に把握できる期間として、工事着手前及び施設完成後の供用前に各1回</p>			